

共同声明

2014年11月13日

ミャンマー連邦共和国、米国、日本、デンマーク及び国際労働機関（ILO）は、本日、「ミャンマーにおける基本的な労働者の権利と労働慣行の促進イニシアティブ」を新たに合同で立ち上げる。本イニシアティブは、①複数年にわたる労働法改革及び能力構築計画（労働改革計画）を通じたミャンマーの労働行政制度の改善、②対話メカニズムによる企業、労働者、市民社会団体及びミャンマー政府等の関係者間の強固な関係醸成が目的である。本イニシアティブは、ILOの支援で実施中の立法改革を含むミャンマーの既存の労働改革努力をふまえたものである。これを受けて、本イニシアティブの下で展開する労働改革計画は、市民社会代表との緊密な協力の下で、法改正の重点化、支援国・機関協調及びこれらの改革を実施するための政府の能力強化に向けた青写真の役割を果たす。関係者の対話メカニズムは、企業、労働者及びその他の市民社会代表に対し対話の場を提供し、ミャンマー政府に労働改革計画の進展に関する指針を与え、これら関係者の間での建設的な関係構築を支援することを目的としている。

本イニシアティブの最初の進展として、ミャンマー政府は、2014年10月、雇用機会分野作業部会（EOSWG）の下に、労働法改革・組織能力向上に関する技術委員会小部会（「労働法改革小部会」）を設立した。EOSWGは、効果的な開発協力のためのネービードー合意の下、ミャンマー政府により設立された15の分野別作業部会の内の一つである。この労働法改革小部会は、支援国・機関、関係者及びILOに対し、労働改革計画の発展に向けてミャンマー政府及び市民社会を支援するための対話の場を提供することを目的としている。この過程を支援するため、米国は、ミャンマー政府の改革努力に助言を行う労働法専門家の派遣につき、ILOを通じて当面必要となる資金を提供している。また、本イニシアティブ参加国・機関は、2015年早期に、労働改革計画の進展について助言を行うため、ミャンマーで幅広い関係者を招いた対話の場を開催することを想定している。

参加国政府及びILOは、このイニシアティブの支援に関心を有するその他の国、関係者及び機関の参加を歓迎する。ミャンマーは、政治・経済発展の重要な段階にあり、同国の将来は、経済を成長させ、働きがいのある人間らしい仕事を創り、そしてグローバル経済に再統合される同国自身の能力に依拠している。政府及び関係者は、投資環境の重要な構成要素、則ち労働制度の改善に向けて協調することで、ミャンマーにおける永続的で前向きな発展を促進するまたとない機会を有している。本イニシアティブは、国際的な労働基準及び責任ある商慣行の促進、ミャンマーを魅力ある調達源及び投資目的地にするための支援、ミャンマー人労働者の保護及びビジネス支援、ミャンマーの総合的な持続的成長及び発展の進捗について、政府及び関係者を支援することを目的としている。